

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成31年1月10日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1800073 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1800039 号

第1 結論

請求者のA法人B事業所 (現在は、A法人C事業所) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年8月31日から同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

平成6年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成6年8月31日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年8月31日から同年9月1日まで

私は、平成6年8月31日までA法人B事業所に勤務し、同年9月1日にA法人D事業所へ転勤したが、厚生年金保険の記録によると、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。

請求期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A法人C事業所の回答、A法人から提出された請求者に係る辞令 (写) 及び労働者名簿 (写) 並びに請求者の雇用保険の加入記録から判断すると、請求者は、同法人に継続して勤務し (平成6年9月1日にA法人B事業所からA法人D事業所に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA法人B事業所に係る資格喪失時点における平成6年7月のオンライン記録の標準報酬月額及びA法人C事業所から提出された「平成6年9月分給与支給一覧表」 (写) で確認できる平成6年8月分の厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成6年8月31日から同年9月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険

被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間について、事業主が資格喪失年月日を同年9月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年8月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成6年8月31日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1800066号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1800021号

第1 結論

昭和58年*月から平成8年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年*月から平成8年3月まで

昭和60年4月頃に母親から、昭和58年*月頃に母親が私の国民年金の加入手続を行い、私に係る国民年金保険料を納付していると説明を受けており、請求期間の国民年金保険料については、口座振替で納付してくれたのだと思う。

請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっているのは、納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和60年4月頃に母親から、昭和58年*月頃に母親が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求者に係る国民年金保険料を納付していると説明を受けており、請求期間の国民年金保険料については、口座振替で納付してくれたのだと思うと主張しているが、請求者は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付について直接関与しておらず、それらを行ってくれたとする母親は既に亡くなっており、証言を得ることができないことから、請求者の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、平成8年4月1日に加入した日本私立学校振興・共済事業団からの加入者情報を基に、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月1日に付番されたものであり、同事業団の組合員資格の喪失に伴い、当該喪失日(平成12年7月1日)に遡って、当該基礎年金番号により国民年金の加入手続が行われ、国民年金の被保険者資格取得の処理が行われた平成13年9月11日まで、請求者が国民年金に加入した記録を確認できないことから、請求期間当時、請求者は国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名

検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に当該手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求期間は*か月と長期間に及んでおり、これだけの期間にわたり行政機関が事務処理を続けて誤ることは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。